

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支えます。

せいねんこうけんせいど

成年後見制度の利用案内

こんなことで悩んでいませんか？

物忘れから通帳をなくしたり、お金の管理が難しくなった。

一人暮らしの親が何度も訪問販売の被害に遭っている。

施設入所や福祉サービスの利用をしたいが、自分で契約ができない。

成年後見制度を利用したいと考えているが、詳しい内容を知りたい。



今は元気であるが身寄りがないので将来に不安がある。

私に何かあったとき、障がいのある家族のことが心配。

こんな悩みの解決に向けてお手伝いをします。

こうして、あなたの生活を守ります。

- お金を管理します。
 - 現金、預貯金を管理します。
- 本人に代わって契約を結んだり、取り消したりします。
 - 自分で行えない契約を結んだり、本人にとって不利益な契約を取り消します。
- 身の回りに配慮しながら医療、介護の手続きを支援します。
 - 要介護認定の申請、介護サービスや入院の契約などの手続きを行います。

雲仙市

住み慣れたこのまちで暮らし続けたいけど…。

せいねんこうけんせいど

成年後見制度って何だろう？

歳をとったり、障がいがあることにより、物事を判断する能力が十分でなくなっても、安心して暮らすことができるよう、ご本人を法律により保護する制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、すでにご自分だけでは判断できない場合の法定後見制度と、将来に備えて定めておく任意後見制度があります。

ほうていこうけんせいど

法定後見制度の3類型（種別）

類型	ほじょ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる人 (本人)	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
申立てができる人 (申立人)	本人、配偶者又は四親等内の親族、検察官及び市区町村長など		
成年後見人等が同意 又は取り消すことができる行為 (同意権、取消権)	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の法律行為 (ただし、日常生活に関する行為を除く) ※ 本人の同意が必要	特定の法律行為(借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築等)についての行為 (ただし、日常生活に関する行為を除く)	日常の買い物などの生活に関する行為を除く、全ての法律行為
成年後見人等に与えられる代理行為 (代理権)	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の法律行為 ※ 本人の同意が必要	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の法律行為 ※ 本人の同意が必要	財産に関する全ての法律行為
本人を援助する人 (成年後見人等)	ほじょにん 補助人	ほさにん 保佐人	せいねんこうけんにん 成年後見人

にんいこうけんせいど

任意後見制度

本人の判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ後見人になってもらいたい人を決め、公正証書で契約を結んでおく制度です。本人の判断能力が低下し、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、任意後見人の効力が生じます。

あなたの「不安」を「安心」に変える。

せいねんこうけんせいで

成年後見制度の利用を考えてみませんか？

不安

- 不動産や預貯金の財産管理は？
- 福祉サービスを利用するには？
- 施設入所したいけれど？
- 悪徳商法等にあったら？

安心

- 成年後見人等が、財産管理や福祉サービス、施設入所の契約を行い、悪徳業者との契約は取り消せる場合があります。



成年後見制度を利用するには？

1

相談 (本人や家族又は支援者)
成年後見制度利用促進中核機関
(雲仙市社会福祉協議会) 等に相談してみましょう。

4

成年後見人等の選任 (家庭裁判所)
裁判官が成年後見人等を決めると、あなたの支援者がもう1人増えます。

2

申立書類の準備 (申立人又は専門職)
申立準備の仕方も相談できます。
(書類の作成を弁護士、司法書士に依頼する場合は有料です。)

3

家庭裁判所に申立て (申立人)
受付後、家庭裁判所の調査などを経て、審判が行われます。

お気軽にご相談ください。

せいねんこうけんせいで

成年後見制度のご相談はこちら

法定後見の申立て

- ◎ 長崎家庭裁判所 島原支部 〒855-0036 島原市城内 1-1195-1 0957-62-3151

任意後見契約の締結

- ◎ 諫早公証役場 〒854-0016 諫早市高城町 5-10 (諫早商工会館 4 階) 0957-23-4559
- ◎ 島原公証役場 〒855-0034 島原市田町 675-6 0957-62-7822

後見人の登記

- ◎ 東京法務局 (民事行政部後見登録課) 〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15 03-5213-1360
- ◎ 長崎地方法務局 (戸籍課) 〒850-8507 長崎市万才町 8-16 095-820-5953

※ 登記事項証明書は、長崎地方法務局の諫早支局及び島原支局での発行ができません。

後見申立ての代行・代書

- ◎ 法テラス雲仙法律事務所 〒854-0514 雲仙市小浜町北本町 14-3 (小浜老人福祉センター 2 階) 050-3383-5324

※ 他の弁護士及び司法書士に依頼することもできます。

市長申立て

- ◎ 雲仙市 福祉課 〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 (雲仙市福祉事務所) 0957-36-2500

専門職後見人 (弁護士・司法書士・社会福祉士)

- ◎ 長崎県弁護士会 〒850-0875 長崎市栄町 1-25 (長崎 MS ビル 4F) 095-824-3903
- ◎ リーガルサポート 長崎支部 〒850-0874 長崎市魚の町 3-33 (建設総合会館本館 6 階) 095-823-4710
- ◎ ばあとなあ長崎 (社会福祉士会) 〒852-8104 長崎市茂里町 3-24 (総合福祉センター 5 階) 095-848-6012

社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会

(雲仙市成年後見制度利用促進中核機関)

〒854-0405 長崎県雲仙市千々石町戊 7 6 2 番地 (千々石老人福祉センター橋荘内)

TEL (0957) 37-2855 / FAX (0957) 37-2564